



発 医 第 981 号

平成 23 年 2 月 4 日

倉吉市国民健康保険運営協議会

会 長 桑 本 圭 二 様

倉吉市長 石 田 耕太郎



出産育児一時金支給額の継続及び保険料賦課限度額の引き上げ  
について (諮問)

現在、出産育児一時金の支給額は、緊急の少子化対策として平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置との位置づけで 4 万円引き上げられ、39 万円 (産科医療補償制度の対象の場合は 42 万円) とされています。

国においては、出産に要する費用の実態を踏まえ、平成 23 年 4 月以降「支給額を引き上げることは適当ではない」とし、現支給額を継続するため被用者保険関係法令の改正を予定しており、本市においても子育て支援の継続及び被用者保険との均衡の観点から、本市国民健康保険の給付に係る出産育児一時金について、現支給額を平成 23 年 4 月以降も継続したいと考えますので、貴運営協議会の意見を求めます。

また、国において、高齢化の進展などで医療費が増加し、それに伴い国保料 (税) 額の総額の増加も避けられない中、中間所得層により一層の負担を求めるのは困難であるとし、被用者保険との公平性も踏まえ、協会けんぽの本人負担の上限を目安に、今後、国保料 (税) の賦課限度額の段階的な引き上げを行うこととし、平成 23 年度においても賦課限度額の引き上げるための国民健康保険法施行令の改正が予定されています。このため、本市国保料の賦課限度額についても政令と同様の引き上げを行いたいと考えますので、貴運営協議会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

- ① 平成 23 年 3 月 31 日までの暫定措置として支給している出産育児一時金の額を、平成 23 年 4 月以降も 39 万円 (「産科医療補償制度」に係る出産については 42 万円) として継続すること。
- ② 平成 23 年度分以降の保険料賦課限度額を、次のとおりとすること。

- 基礎分（医療分）の賦課限度額を、現行 50 万円から 51 万円に引き上げること。
- 後期高齢者支援金等分（支援金分）の賦課限度額を、現行 13 万円から 14 万円に引き上げること。
- 介護納付金分（介護分）の賦課限度額を、現行 10 万円から 12 万円に引き上げること。